

## 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会報告書 草稿－1

### 1. はじめに

#### 審議の経緯

本報告書は、日本の学位およびその英名表記が国際的通用性を確保する観点から、学位に付記する専攻分野の名称に関する基本的な考え方と在り方を、日本の科学者コミュニティを代表する日本学術会議の立場から提言するものである。

日本学術会議は、平成22年7月に「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に文部科学省高等教育局長に手交した。これは、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長への審議依頼「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」（平成20年5月22日）を受け、学術会議の課題別委員会として設置された「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」および同委員会の下に置かれた3分科会による審議の結果をまとめたものである。

同検討委員会における審議は、中央教育審議会大学分科会による平成20年6月の「審議のまとめ」と同年12月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」の内容に留意して進められたが、「学士課程教育の構築に向けて（答申）」ではさらに、学位に付記する専攻分野の名称の在り方について一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにするとし、「ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。」と述べられている。

このように大学教育の分野別質保証に関連する問題として、学位に付記する専攻分野の名称の在り方についての審議が強く期待されていることに鑑み、学術会議では「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を平成22年10月4日に設置し、検討を開始した。同分科会は、「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」が学術会議の内規に定める課題別委員会の設置期限3年を終了した後も、その活動を継承する「大学教育の分野別質保証推進委員会」の分科会として審議を継続し、本報告書を取りまとめるに至った。

#### 本報告書の射程

学位が、学術の中心である大学により授与され、大学において体系的に編成された教育課程を一貫して履修することにより獲得される知識・能力の証明であることは言をまたない。しかし、高等教育の大衆化、ユニバーサル化が進み、他方でグローバル化、国際化により国境を越えた人の移動が広がりを見せている今日、「学位はいかなる能力を証明するものか」を明示することが各国共通の課題となっている。それは学位が、高等教育修了者の能力証明として、国内のみならず国外の高等教育機関と労働市場で適切に認められ通用するための要件であるといえる。

「学士課程教育の構築に向けて（答申）」は、分野に関わらず、日本の大学が授与する「学

士」の学位が一定の能力を保証すべきとの観点から、「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を提示した。しかし「学士力」は、「各専攻分野を通じて培う」ものであるとされている。同答申で、「我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。例えば、学部・学科等の組織名称や、学位に付記する専攻分野の名称の多様化が進んでいるのは、そうした懸念を強める一因である。」と指摘されているように、日本の学士課程の殆どが、特定の専門分野の教育を行うことを標榜する学部・学科として開設されていることに鑑みると、「学士力」だけでは、実際の教育課程への対応性という点で大きな制約がある。

学術会議が「分野別の質保証」に向けて取り組むべき課題は、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、「学士力」が求める普遍性と、各分野に固有の特性との双方を踏まえつつ、専門分野の教育という側面から一定の基準となるものを提示する枠組みを構築し、実際に個々の分野について基準を提示することにある。この文脈において「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」は、学術会議が企図し着手している各分野の教育課程編成上の参照基準の策定にあたっての共通の基盤と位置づけられる。その基本的な考え方は、学位に付記する専攻分野の名称の在り方を検討する際にも準拠されるべきであろう。

同回答は「新たに構築される分野別の質保証枠組みの基本的な役割は、最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきことを同定し、これを『教育課程編成上の参照基準』として各大学に提供することであると考える。」と述べ、その考え方を次のように示した。

- ・ 分野別質保証において取り組むべき課題は、学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのかという問いに対して、専門分野の教育という側面から、各分野に固有の特性と、「学士力」が求める普遍性との双方を踏まえつつ、一定の見解を提示する枠組みを構築することであること
- ・ その際、学生に身に付けさせることに関しては、専門分野の細かな知識や能力を徒に数多く列挙するのではなく、将来にわたって職業人あるいは市民として世界と関わっていくための基礎となり基本となるようなものを重視すべきこと
- ・ また、専門教育と教養教育との関係の多様性や、大学の設置形態の多様性も考慮し、各大学の自主性・自律性が十分に尊重されるべきこと。現実問題としても、具体的に学生が何をどこまで身に付けることを目指すのかという問題は、各大学が自ら判断せざるを得ないこと。（第一部3．教育課程編成上の参照基準の策定）

学位に付記する専攻分野の名称を検討するにあたって、以上の点を踏まえて、学生が大学で重点的に学ぶ学問分野が明確になるような表記を考えると同時に、(1)大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性をもつ良い面が損なわれないよう配慮すること、(2)教育内

容に対する大学の自主性・自律性を尊重すること、(3)学生の視点に立ち、大学で専門学術分野の基礎を学ぶ意義を明確化すること、を基本方針として留意する。

## 2. 現状と背景

- ・学位に付記する専攻分野の名称の多様化
  - 大学審議会・中央教育審議会大学分科会の答申における度重なる指摘
- ・多様化の誘因となった高等教育政策との関係
  - 高等教育の量的拡大
  - 高等教育機関の個性化・多様化
  - 規制緩和にともなう設置審査の準則化と、学位の種類及び分野の変更を基準とする認可・届出制度
- ・大学の教育活動等の状況についての情報公開
  - 学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受入れ（入学許可）の方針
  - 学校教育法施行規則第172条の2その他の改正、平成23年4月1日施行

### 3. 日本の学位制度の変遷

年	学位の種類	授与権者	授与要件等	法令
1873 (明治6)	学士	東京大学総理	東京大学の卒業	学制追加
		工部大学校校長	工学大学校 一等卒業	
1887 (明治20)	大博士 博士 *法学、医学、 工学、文学、理 学	文部大臣	[大博士] 博士会議への諮問、閣議を 経て授与 [博士] ①大学院の試験 ②帝国大学評議会の審議 ・学士は称号	学位令制定
1898 (明治31)	大博士の廃止 博士	文部大臣	[博士] ①大学院の試験 ②帝国大学評議会の審議 ③博士会の承認 ④帝国大学総長推薦	学位令改正
1920 (大正9)	博士 *規定の9種 類のほか、経済 学、経営学、商 学、政治学、神 学を加える	大学	①研究科2年以上在籍後、 論文提出 ②論文提出	学位令改正
1953 (昭和28)	博士 修士 *修士の種類 は、文学修士等 18種類とする *博士の種類 は、17種類と する(1956年)	大学院を置く 大学	[博士] 「博士の学位は、独創的研 究によって新領域を開拓 し、学術水準を高め文化の 進展に寄与するとともに、 専攻の学問分野について 研究を指導する能力を有 する者に授与するものと する」 ①大学院博士課程修了、	学校教育法制定 (1947年) 学位規則制定 (1953年) 学位規則改正 (1956年)

			かつ論文提出 ②論文提出 〔修士〕 大学院修士課程修了、かつ論文提出	
1974 (昭和49)	博士 学術博士 修士	大学院を置く 大学	〔博士・学術博士〕 「博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする」 同上 〔修士〕 同上	大学院設置基準 制定 学位規則改正
1991 (平成3)	博士 修士 学士	大学 学位授与機構	・学士を学位に位置づけ ・学位授与機構の創設 ・修士・博士の種類の廃止	学位規則改正
2003 (平成15)	博士 修士 学士 専門職学位	大学 大学評価・学位授与機構（専門職学位を除く）	専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する学位（専門職学位課程）として「修士（専門職）」と「法務博士（専門職）」を新設	学位規則改正
2005 (平成17)	博士 修士 学士 専門職学位 短期大学士	大学 独立行政法人大学評価・学位授与機構（専門職学位、短期大学士を除く）	短期大学卒業者に対して授与する学位「短期大学士」を新設	学校教育法一部改正（2005年10月）

出所：寺崎昌男, 2003, 「日本の学位制度－小史の試み－」『日本の科学者』Vol.38, No.5, p.5 および  
寺崎昌男, 1999, 「日本の学位制度をふりかえる」『大学教育の創造－歴史・システム・カリキュラム』p.244  
を基礎に加筆修正により作成。

- ・社会的国家的榮譽・威信の表象としての学位
- ・高等教育課程の修了証明としての学位
- ・平成2（1990）年の学位規則一部改正による学位の種類の一歩化  
学問分野別の種類の区別の廃止と、それに代わる専攻分野の名称の付記

#### 4. 学位に付記する専攻分野の名称と教育課程との関係

##### 日本の現状

- ・学位に括弧書きで付記される専攻分野の名称
  - ①上位の学問分野、
  - ②下位の専門、
  - ③学部ないし学科等の名称、
  - ④いずれにも属さないもの、等が混在

##### 望ましい方向性

- ・学位に付記する専攻分野の名称に、学位授与の方針、教育課程の編成方針を投影
- ・まずは国際的通用性の観点から、英名表記に反映
- 欧米主要国における学位の英名表記が、拠って立つ学問分野と、さらに教育課程編成上の重点分野を階層的にあらわす構造をなすことによって、国内外の通用性を確保している点に留意する
- こうした考え方を、和文の専攻分野の名称の表記にどのように反映することができるかについて、さらに検討する

#### 5. 欧米主要国における学位の構造と名称および国際通用性

##### 学位の階層構造

- ・学位（およびその英文名称）を構成する3つの基本的要素
    - (1) レベル … Bachelor（学士）、Master（修士）、Doctor（博士）など
    - (2) 分野 … 学問分野（学問体系が確立した上位の分野）
    - (3) 下位の専門 … より詳細な専門分野、具体的な重点分野
- 英米の学位は、原則として、「(1) of (2)」ないし「(1) of (2) in (3)」という形で表記

##### 合理性・適切性・国際通用性

- ・日本の大学で授与される学位（英文名称）の共通方針について合意の必要性
- ・学術的に広く認知されている学問分野を冠することが望ましい
- ・学位の比較可能性（comparability）と互換性（compatibility）の保証
- ・留学生（受入れ・送り出し）と国際的な労働市場で活躍する大学卒業者への配慮

## 6. 日本学術会議が定める「分野別の教育編成上の参照基準」の基本方針との関係

### 参照基準の基本方針

- ・「各学問分野に固有の特性」と「すべての学生が身に付けるべき基本的な素養」を同定
  - ① 各学問分野に固有の特性  
(分野固有の「世界の認識の仕方」・世界への関与の仕方)を学問的観点から同定)
  - ② すべての学生が身に付けるべき基本的な素養  
(各学問分野に固有の特性を踏まえて、「学士課程で当該専門分野を学ぶ」すべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」を同定)

各大学の学士課程の教育課程は、実際には、コアとなる一ないし複数の分野の「参照基準」を参考にしながら、教養教育を含めて編成される

## 7. 学位名称の在り方、どうあったら理想的かを理念から考える

- ・大学の個性化、多様化に起因する専攻分野の名称の多様性を容認
- ・ただし、教育課程の編成にあたっては、学位授与の方針、学位に付記する専攻分野の名称との関連性に配慮
- ・各大学が学士課程の教育課程を編成する際の留意点
  - ① 拠って立つ学問分野
  - ② 学術会議の参照基準にもとづく、分野固有の特性を踏まえた教育課程編成上の考え方
  - ③ 学位に付記する専攻分野の名称の三者を一体的に検討
- ・高等教育における学位の質保証の要件
  - 体系的なカリキュラムの整備とそれに沿った教育の実践
  - 学士課程教育では、専門教育と教養教育・共通教育のすべての授業科目を含めて、体系的な教育課程の編成
  - 教育課程編成の方針、学位授与の方針、学位に付記する専攻分野の名称の整合性
- ・学位に付記する専攻分野の名称と、教育組織上の分野の名称は、かならずしも同一であることは求められていない
  - 学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理されていく必要性
  - 「我が国の高等教育の将来像」（将来像答申）

- 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、学生が学士課程で重点的に学ぶ学問分野と、教養教育・共通教育からなる教育課程（カリキュラム）の全体的な構成に目を向け、コアとして何を学んだのかが的確に表されるものとする。ただし、その名称は、関連する分野で一般性かつ通用性のあるものとする。（また、学際・複合分野のカリキュラムの場合は、構成要素となっている分野を複数並列することも必ずしも排除しない。）

## 8. 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会からの提言

○英名表記に対する一定のルール化

- (1) 学士、修士、博士のレベル制を維持すること
- (2) 分野名は学問体系が確立した、上位の学問分野の名称をもって充てること
- (3) 下位の専門分野（具体的な重点分野）を示すことをある程度容認すること

例えば、(1) of (2) in (3) の階層化の適用

ディプロマ・サプPLEMENT（学位証書補足資料）の併用によって教育課程編成上の特性を表し、かならずしも学位の英名表記に細かな専門分野を記載しない手法をとることも考えられる

○和文名称の表記方法

英名表記にあらわされる階層性の考え方へ

学位に括弧書きで付記される専攻分野の名称の望ましい在り方

- ・学位を与える課程（プログラム）を反映した、合理性、妥当性（適切性）、国際性を備えたものとする
  - 学位に付記する専攻分野の名称と、教育組織上の分野の名称は、かならずしも同一であることは求められていない
- ・コアとなる学びの領域をあらわす、(1)学問体系が確立した学問分野、(2)より具体的な専門の重点分野、のいずれかとし、かつ以下の要件を満たすものとする
  - ① 関連する分野の名称として、一般性かつ通用性があること
  - ② 学士の学位に関しては、その教育課程（カリキュラム）が専門基礎教育と教養教育・共通教育から構成されることを考慮し、より広い学問分野を付記することが望ましいこと
  - ③ 学際・複合領域については、構成要素となっている分野を複数並列させ、一定の認知を得ている名称を付記することも排除しないこと
    - 例えば、環境情報、総合政策、など
- ・シンプルな仕組みを基本とする
  - 具体的な専門の重点分野は、学位に付記せず、学位記に記すことも考えられる



「学位に付記する専攻分野の名称の在り方」についての学術会議の提言は、学問の動向をふまえ、また学術会議による「分野別の教育編成上の参照基準」策定の状況に照らして、定期的に見直し改訂するための仕掛けを学術会議内に設けることが望まれる